

平成29年度第23回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出日：平成30年3月5日

担当部・課：産業部 商工課〔内線3523〕

① 件 名
石巻市中小企業融資あっせん制度に係る経営者保証の取扱いについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 平成29年6月14日に「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」が公布、平成30年4月1日から施行されることに伴い、新しい信用保証制度の運用開始となることから、中小企業庁及び宮城県、宮城県信用保証協会より「信用保証付きの制度融資に係る経営者保証の扱い」に関する取扱変更に対応するよう要請があった。</p> <p>【目的】 本市においても経営者保証に対して柔軟な対応をとるため、石巻市中小企業融資あっせん制度に係る経営者保証の取扱いを改正するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第56号） 石巻市中小企業融資あっせん規則（平成17年4月1日規則第181号） 石巻市中小企業融資あっせん要綱（平成17年4月1日告示第160号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>＜石巻市震災復興基本計画実施計画＞ 施行大綱2 市民の不安を解消し、これまでの暮らしを取り戻す 3 職の再建 （1）雇用の維持と創出</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成30年1月29日 宮城県経由で中小企業庁から、「信用保証付きの制度融資に係る経営者保証の扱い」の取扱変更に対応するよう要請があった。</p> <p>2月14日 宮城県信用保証協会石巻支店長が来庁し、制度改正の説明と対応の要請があった。</p>

⑤ 主な内容		
1 変更内容について		
	中小企業融資（一般枠・災害関連枠）	
	法人	個人事業主
変更前	連帯保証人要	連帯保証人不要
変更後	<u>一定の条件で</u> <u>連帯保証人不要</u>	連帯保証人不要
2 連帯保証人不要が認められる条件について 以下のいずれかに該当する場合、連帯保証人不要の扱いとなる。なお、該当するか否かの個別審査については取扱金融機関及び宮城県信用保証協会による審査を実施する。 (1) 融資申込者の担保状況について、十分な保全が図られている場合 (2) 融資申込者に対し、取扱金融機関が連帯保証人を要さない独自融資を既に実施している場合		
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）		
【影響・効果】 本改正によって経営者保証の取扱いに柔軟性を持たせることで、市内中小企業者による資金調達の更なる円滑化が図られ、積極的な設備投資及び事業拡大を促す。		
【市財政への負担】 市の財政負担は生じない。		
⑦ 他の自治体の政策との比較検討		
宮城県及び他市町村についても同様の改正を実施する予定		
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日		
平成30年3月 石巻市中小企業融資あっせん要綱の一部改正（平成30年4月1日施行予定）		
⑨ その他		